

南薩しろばら



令和2年度(第72回)明るい選挙啓発ポスターコンクール応募作品(一部掲載)



鹿児島県立 山川高等学校
2年 樋口 麗愛

県入選



指宿市立 利永小学校
6年 濱田 実幸

県特選

たくさんのご応募
ありがとうございます
応募いただいたすべての作品から選挙に対する
強い想いが伝わってきました。



枕崎市立 別府中学校
1年 下山 瑛太



南さつま市立 加世田中学校
1年 松本 華



南九州市立 知覧中学校
2年 高吉 逞花



枕崎市立 別府小学校
1年 真茅 宗佑



南さつま市立 阿多小学校
5年 松原 天音



南九州市立 松ヶ浦小学校
6年 西元 果蓮

頤娃高等学校で出前授業を行いました



令和2年5月28日、南九州市の頤娃高等学校で、2・3年生合計91名を対象に選挙の出前授業を行いました。

授業ではまず、南九州市選挙管理委員会委員長の講話を受け選挙の意義について理解を深めていました。

その後、鹿児島県知事選挙を想定した模擬投票を通して、投票のしくみや実際の投票の流れを学んでいただきました。

授業後のアンケートでは「選挙についての知識が少しでも増えたので良かった。」「18歳になってから選挙が少し楽しみです。」などたくさんの意見が出ました。

鳳凰高等学校で出前授業 初のリモートで開催



令和2年6月24日、南さつま市の鳳凰高等学校で、3年生228名を対象に選挙の出前授業を行いました。

例年は多目的ホールに全員が集合し大勢の前で授業をしますが、今回は新型コロナウイルス感染症対策のため、30名程の生徒の前で講義をし、その様子を他のクラスに配信するリモートでの開催となりました。選挙啓発DVDの視聴後、「選挙ってどんなもの」「投票ってどうするの」「気をつけることは」の3つをテーマに、スライドを使って授業を行いました。通信設定のため少し開始が遅れてしまい、最後は駆け足になってしまいましたが、生徒の反応を見ながら、なんとか授業を終えることができました。

今後もリモートで出前授業や説明会を実施することが予想されます。模擬投票は難しくなりますが、様々な状況に対応できるよう準備する必要があると感じた出前授業でした。



選挙人名簿登録者数

選挙人名簿に登録されるのは、その市区町村に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民で、住民票がつくられた日（他の市区町村からの転入者は転入届出をした日）から引き続き3か月以上その市区町村の住民基本台帳に登録された人です。

	男	女	計
枕崎市	8,064	9,512	17,576
指宿市	15,542	18,305	33,847
南さつま市	13,045	15,409	28,454
南九州市	13,511	15,709	29,220

令和2年12月1日現在（単位：人）

来年度実施予定の選挙

- ・ **第49回衆議院議員総選挙** ※解散があった場合は、（令和3年10月21日任期満了）この限りではありません。
- ・ **南さつま市長・市議会議員選挙**（令和3年11月26日任期満了）
- ・ **枕崎市長選挙**（令和4年1月25日任期満了）
- ・ **指宿市長・市議会議員選挙**（令和4年2月11日任期満了）

引っ越したら住民票の異動を！

進学や就職等で引っ越しをしたら、住民票を異動することが法律で義務付けられています。

住所を変更するときは、必ず市区町村役場で手続きを行いましょう。

自分たちの未来のために



南さつま市 春田 優李

みなさんは選挙に関心がありますか。2015年に公職選挙法が改正され、18歳から投票が可能になりましたが、政治への関心の低下や若者の選挙離れなどにより、年々投票率が低下しています。特に20代はどの年代よりも投票率が低く、これでは未来を担う私たちの意見が政治に届きにくくなってしまいます。政治の中には学校や就職、結婚、子育てなど、私たちの生活に影響する問題も沢山あり、その問題を解決するために一人でも多くの人が政治に関わっていくべきだと思います。その第一歩が選挙での投票であり、投票を行うことで自分の意見が反映され、よりよい未来を作っていくかもしれません。興味が無い方はSNSから情報収集を始めてみるのもいいと思いますが、その情報を鵜呑みにせず、自分で考えることも大切です。自分たちのために、よりよい未来を一緒に作っていきましょう。

選挙に行く意味



指宿市 坂元 南々子

公職選挙法が改正されたことにより、2016年の選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。私は当時17歳だったため、18歳になった直後の選挙から参加することができました。初めての選挙のあと学校に行くと、多くの友人が投票に行ったと話していたため、若年層の投票率は当然上がったのだろーと思っていました。ところが、ニュースを見ると若者の投票率が低いことが取り上げられており驚きました。たしかに、自分の一票が直接的に影響するかというところではないのかもしれませんが、重要なのは年代別の投票率なのではないかと私は思います。若年層の投票率が良ければ、候補者は若者に支持してもらえそうな政策を考えるのではないのでしょうか。

未来を生きる私たちが私たちの力で社会を変えていけるよう、投票することを大切にしていきたいと思います。

投票から始まる私たちの未来

大人への一歩



南九州市 泊 明佳

私は、選挙権を取得してから今年の7月に人生で初めて選挙に足を運んだ。選挙権の取得に兼ねて、中学・高校時代の生徒総会では、実際に選挙で使用されている投票箱を用いての投票は経験したことがあった。当時も、今回も、たった一人の投票で結果を左右するため、とても清き一票だと改めて感じる。それでも地域や市町村、国などのように社会全体に関与する一票は、社会と共存している者として意思を示す重要な手段だと考える。だからと言い、みんながみんな選挙しなければならないという義務はない。選挙に行く、行かない、も意思の一つである。日本国憲法にあるように、表現の自由とも関連しているため私たちの社会構成に則っているものである。私は、政治分野が苦手ということもあり、政治に関して理解できていないことが多い。しかし、成人を迎え、働き世代としてこれからの日本を支持していく立場になったとき、自身の職務だけに専念するのでは社会構成がうまく機能しない。そのため、この選挙権を取得したことをきっかけに、政治にも目を向け、一人の国民としてこれからの日本や社会のために少しでも貢献できるようにしっかり意思表示をし、それを大事にしていきたい。

未来を変える一票を



枕崎市 里見 爽馬

2015年、公職選挙法の改正により選挙権年齢が20歳から18歳へと引き下げられました。これにより若者の意見が政治に反映できる機会が増えました。しかし、現状若年層の投票率はとても低い結果になっています。せっかくの意見を反映させるチャンスを活かさないでいいのでしょうか。

私の周りにも選挙に行かない知人や友人が多くみられます。その多くが選挙について知ってることが少なかったり政治に興味がないため知ろうとしていない人が多く感じます。私も投票に行くまでは、選挙に関心もなくどこか他人事のように考えていました。しかし、今の仕事に就いて、政治家の方々の意見や考え方が私たちの仕事や生活に大きな影響を与えることを改めて感じました。そのため、候補者の方々の考えなどに目を通し、自分なりに考えるようになりました。

私は、選挙に行くことは政治に興味を持つ大きなきっかけになると思います。まずは、投票に行き政治について学んでいきたいと思います。そして明るい未来のための大きな一歩を共に踏み出していきたいと思います。





投票をするためには、市区町村の選挙管理委員会が管理する選挙人名簿に登録されていなければなりません。

選挙人名簿の登録

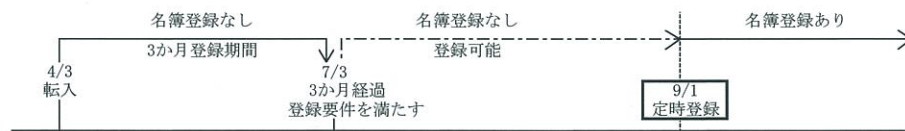
(1) 登録の要件

- ・ 満18歳以上の日本国民
- ・ 住民票がつくられた日（転入者は転入届出をした日）から登録基準日まで引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている方

(2) 登録の時期

●**定時登録**：毎年3月、6月、9月、12月（登録月）の原則1日に定期的に行われる登録

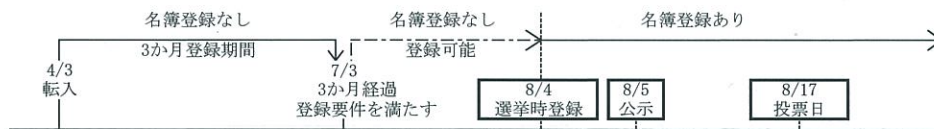
（例）転入後住民票登録期間が3か月以上経過している時の定時登録で名簿に登録される。



●**選挙時登録**：選挙が行われる場合、登録基準日（公示・告示の前日）に行われる登録

（8月17日に投票が行われ、公示が8月5日の場合）

転入後住民票登録期間が3か月以上経過している時の選挙時登録で名簿に登録される。



※地方選挙においては、当該選挙の区域外に転出した方は投票できません。

※住民票を移して3か月以上経っていない場合は転出前の市区町村で投票することができます。

→都合がつかず転出前の市区町村へ出向けない方は、「不在者投票」をご利用ください。

その他様々なパターンがありますので詳しくはお住まいの選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

不在者投票

名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

不在者投票の手続

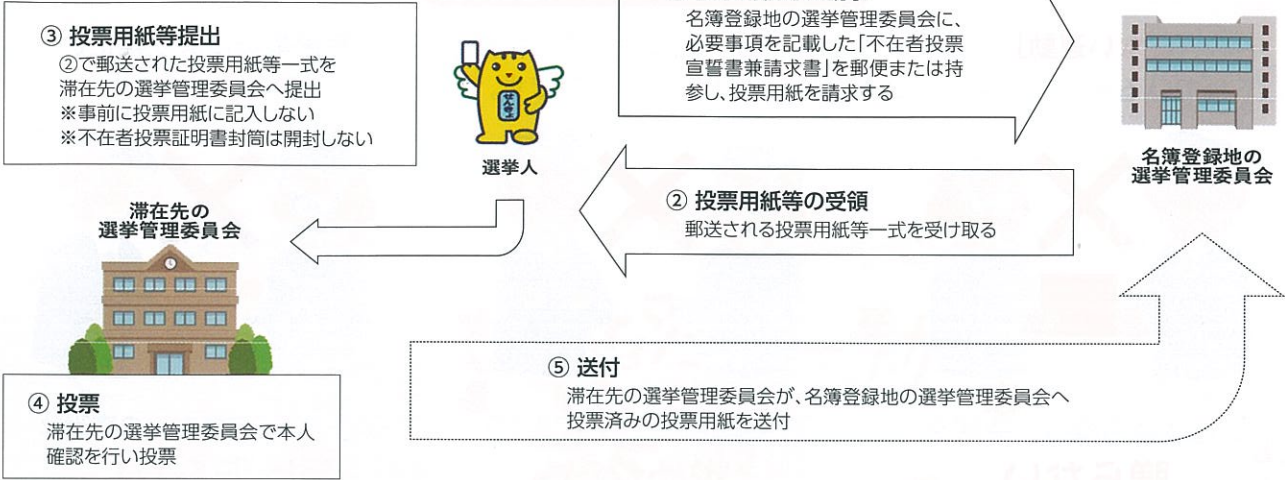
名簿登録地の選挙管理委員会に、必要事項を記載した「不在者投票宣誓書兼請求書」を郵便または持参して投票用紙等必要な書類を請求します。（マイナンバーカードを利用したオンライン請求が可能な市区町村もあります。）

郵送で交付された投票用紙等一式を持参して、滞在先の選挙管理委員会で投票します。投票した投票用紙は滞在先の選挙管理委員会から名簿登録地の選挙管理委員会へ送付されます。

※不在者投票は郵送で行うため時間がかかります。利用する際は早めに請求しましょう。

※その他にも入院中の方の指定病院等で行う不在者投票もあります。

不在者投票手続の流れ



令和2年7月12日執行 鹿児島県知事選挙の結果

投票状況

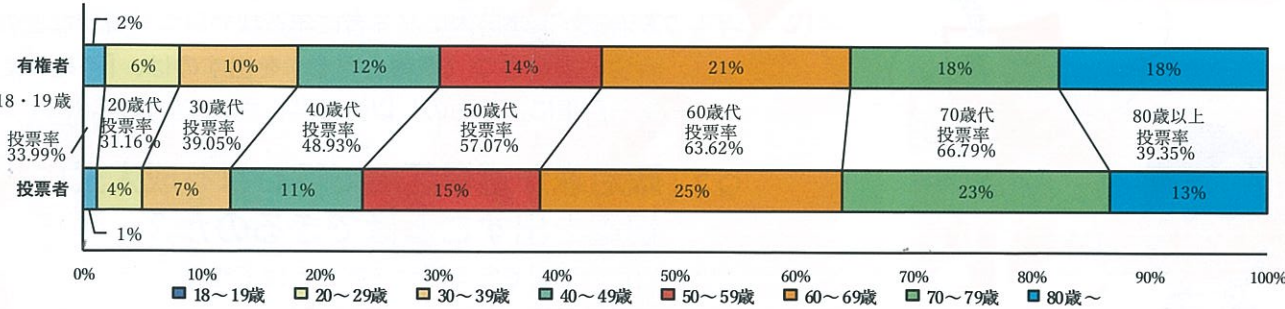
	枕崎市	指宿市	南さつま市	南九州市
投票者数 (人)	8,507	17,625	15,291	15,023
投票率 (%)	48.65	52.55	54.41	51.72
前回比較	△ 6.42	△ 6.42	△ 7.38	△ 8.09

各候補者得票数 (単位：人)

	枕崎市	指宿市	南さつま市	南九州市
武田 信弘	71	153	184	131
横山 ふみ子	252	494	581	433
青木 りゅうこ	766	1,095	1,337	1,312
みたぞの さとし	3,362	9,668	5,033	6,489
いとう 祐一郎	1,159	2,067	2,585	2,001
しおた 康一	2,632	3,740	5,100	4,257
有川 ひろゆき	193	247	366	318

投票者の世代別投票状況 (単位：人)

	男			女			計		
	有権者	投票者	投票率	有権者	投票者	投票率	有権者	投票者	投票率
18歳・19歳	823	273	33.17%	1,092	378	34.62%	1,915	651	33.99%
20歳代	3,466	946	27.29%	3,494	1,223	35.00%	6,960	2,169	31.16%
30歳代	5,416	1,968	36.34%	5,370	2,244	41.79%	10,786	4,212	39.05%
40歳代	6,310	2,932	46.47%	6,521	3,346	51.31%	12,831	6,278	48.93%
50歳代	7,171	3,961	55.24%	7,610	4,475	58.80%	14,781	8,436	57.07%
60歳代	11,351	7,033	61.96%	11,271	7,358	65.28%	22,622	14,391	63.62%
70歳代	8,792	5,826	66.26%	10,322	6,941	67.24%	19,114	12,767	66.79%
80歳代以上	6,282	3,201	50.96%	12,885	4,341	33.69%	19,167	7,542	39.35%
合計	49,611	26,140	52.69%	58,565	30,306	51.75%	108,176	56,446	52.18%



※1 構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても100とはなりません
※2 南薩4市（枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市）の状況を合計し算出

三 ない 運 動

「三ない運動」とはお金のかからない政治や選挙を目指して、公職選挙法により禁止されている寄附行為をしないようにしようとするものです。



政治家は有権者に寄附を
贈らない



有権者は政治家に寄附を
求めない



政治家から有権者への寄附は
受け取らない

「贈らない、求めない、受け取らない」という「三ない運動」を行っています。
「三ない運動」は明るい選挙推進運動の柱のひとつです。政治家や候補者、有権者一人ひとりが十分気をつけ、ルールを守りましょう。



・病気見舞い



・祭りへの寄附や差入れ



・お中元、お歳暮



・入学祝、卒業祝



・地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ



・葬式の花輪、供花
・落成式、開店祝の花輪



・町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ



・結婚祝（秘書等が代理で出席する場合）
・香典

禁止されている寄附（例）

送り状に関する Q&A

Q1：禁止される挨拶状はあるか？

A1：政治家が選挙区内にある者に年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ（電報も含む）を出すのは、「答礼のための自筆によるもの」以外は禁止されています。

Q2：政治家が選挙区内で行われる成人式に、祝電を出すことはできるのか？

A2：通常の祝電である限り出すことはできる。
（選挙運動にならないこと）

